

事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（普通財産売払い用）

1 入札参加資格要件

公告の日において、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から 2 年を経過していないもの
- (3) つくば市において公有財産に関する事務に従事する職員
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び警察当局から排除の要請がある者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）の適用を受ける団体及びその団体の役職員又は構成員
- (8) 市区町村税等、都道府県税、国税に滞納がある者
- (9) この公告の日から入札書の開札日までの間において、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けている者

2 入札参加方法

この入札に参加を希望する者は、つくば市一般競争入札参加申請書と誓約書を公告の日から参加申請の締切日時までにつくば市財務部管財課窓口ま

で持参すること。一般競争入札参加申請書の様式は、財務部管財課で直接受領するかつくば市公式ホームページ（お知らせ欄の「条件付き一般競争入札の公告」）にて入手して作成すること。

3 入札説明書に関する質問等

(1) 入札説明書の閲覧

入札説明書はつくば市財務部管財課で直接受領するかつくば市公式ホームページ（お知らせ欄の「条件付き一般競争入札の公告」）にて入手すること。

(2) 入札説明書に対する質問

Eメールによるものとする。

メールアドレス：fnc021@city.tsukuba.lg.jp

(3) 質問書に対する回答

つくば市公式ホームページ（お知らせ欄の「条件付き一般競争入札の公告」）に掲載する。

4 入札手続き等

(1) 入札に参加しようとする者は、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70条）第13条の規定により、入札書を作成して封書にし、開札当日の指定する時間内に、開札場所へ提出すること。提出期限を過ぎた入札、記載等に誤りのある入札は無効とする。

(2) 入札書は、ペン又はボールペンなど消えない筆記用具で記入をするか、市ホームページよりダウンロードし記入事項を入力後、書面で提出すること。（えんぴつ等で記入された入札書は無効）

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしないこと。

(4) 入札書の提出は1回のみとし、提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (5) 開札当日の指定する時間内までに入札書を提出しなかった者は、入札辞退として扱うものとする。

5 開札の方法

- (1) 入札参加者又は代理人の立ち会いのもと開札を行う。
- (2) 代理人の立ち会いの場合は、つくば市契約規則第 14 条の規定により、委任状を作成し提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

6 落札候補者等の決定方法

予定価格以上の最高価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。この場合において、最高価格の入札をした者が 2 人以上のときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。

7 事後審査に伴う入札参加資格要件等関係書類の提出及び落札者の決定

- (1) 本入札は、事後審査型入札であり、落札候補者の資格要件を関係法令等に基づき審査し、落札者を決定するもので、落札候補者は次の関係書類を提出しなければならない。

ア 未納又は滞納がないことの証明で、提出前 3 ヶ月以内のものに限る。

なお、未納又は滞納がないことの証明書様式がない場合は、直近 2 年分の税額入り納税証明書とする。

(ア) 国税

(イ) 都道府県税

(ウ) 市税、都道府県民税

イ その他

公告文中の入札参加資格要件を満たすことを証する書類

(ア) 印鑑登録証明書

(イ) 身分証明書（個人の場合に限る）

- (ウ) 商業法人登記簿（法人の場合に限る）
 - (エ) 暴力団関係者等でないことの陳述書等
 - (オ) その他市が必要と認めた書類
- (2) (1) に定める手続きによる入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは落札者となる。
- (3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の行った入札は無効とし、予定価格以上の価格で申込みをした他の者のうち、最高の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格要件等関係書類を提出させ入札参加資格審査を行う。この審査は入札参加資格要件を満たしている者が確認でき、落札者が決定するまで行う。
- (4) 落札候補者から、入札参加資格要件等関係書類が定められた期日までに提出されない場合は、当該落札候補者の行った入札は無効とし、次順位者を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格要件等関係書類を提出させ入札参加資格審査を行う。この審査は入札参加資格要件を満たしている者が確認でき、落札者が決定するまで行う。
- (5) 前2号の場合で、落札候補者の行った入札を無効にした場合は、当該落札候補者を無効とした理由を付して通知する。

8 入札保証金

納付を免除する。

9 契約保証金

納付を免除する。

10 その他

- (1) この公告による入札に参加した者は、入札後において、この公告又は

入札説明書等についての不明等を理由として異議を申し立てることができない。

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同施行令その他関係法令を遵守すること。

(3) 入札参加の資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 本一般競争入札による問い合わせは、つくば市財務部管財課に行うこと。